

令和5年度 第4回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和5年7月11日（火）**18:30 - 20:00**

会場：レインボーセンター 多目的ホール

1 開 会 **18:30 - 18:32**

2 会長あいさつ **18:32 - 18:35**

3 議 題 **18:35 - 19:55**

【報告事項】

- ・市民いこいの家の利活用について

【自主的審議事項】

- ・消防団のあり方について

【協議事項】

- ・自主的審議事項について

- ・地域活性化の方向性等について

4 その他 **19:55 - 20:00**

- ・次回地域協議会

      月       日（      ）午後6時30分～ レインボーセンター 多目的ホール

5 閉 会

地域協議会資料
令和5年7月11日
高齢者支援課

## 市民いこいの家の利活用について

第3回直江津区地域協議会（6月13日）でのご意見に対する市の対応案は次のとおりです。

### 1 開館時間（夜間）

市の説明	ご意見
午前9時から午後6時	希望があれば開館時間を延長すべきではないか。

#### 【対応案】

- ・希望があれば開館することとする。（「日曜日及び国民の祝日」の運用と同様とする）

### 2 陶芸室及び創作室の貸館利用

市の説明	ご意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座を優先し、陶芸等の占有利用を想定。</li> <li>・他の施設で陶芸を行うことが可能である。</li> <li>・貸館にするには、用途変更手続きが必要であり、多額の経費と時間を要するものと考えられる。</li> </ul>	陶芸室等についても、貸館として一般利用ができるようにすべきではないか。

#### 【対応案】

- ・不特定多数が利用できる貸館としての一般利用は行わない。ただし、広く市民が利用できる施設の観点から、陶芸サークルや複数人からなるグループの申し出があった場合は、自主講座として利用できるようにする。

#### 【理由】

- ・市民いこいの家の利活用に当たっては、高齢者の趣味講座を優先とした利用を前提に検討を進めてきた。とりわけ陶芸室等は、電気窯や電動ろくろ、釉薬など特殊な備品を使用するほか、制作した作品も室内で保管する必要があるため、一般の利用は難しい。
- ・カルチャーセンターやオーレンプラザ等の公民館施設に陶芸窯を設置しており、陶芸を行うことができる。
- ・浴場廃止後の「市主催の講座で利用者が特定される陶芸室及び創作室」は、建築基準法上の「学習塾等に類する施設」に区分される。不特定多数が利用できる貸館（一般利用）にするには、用途変更手続きが必要であり、多額の経費と時間を要するものと考えられる。

### 3 共有スペースの拡充

市の説明	ご意見
共有スペースは3か所設置する予定。	市民交流の観点から、共有スペースをもう少し工夫できないか。(広さ、机・椅子の数等)

#### 【対応案】

- ・共有スペースを3か所設置する。団体での利用にも対応できるよう、可能な範囲でスペースを確保し、必要な机と椅子を設置する。

※1階の和室横スペース(机1台・椅子4脚)、2階の階段上スペース(机1台・椅子6脚)、大広間横スペース(机2台・椅子12脚)。

## 前回(第3回地域協議会)の協議概要

### 1 【協議事項】自主的審議事項について

#### <協議内容>

市の取組状況の説明を踏まえ、「地域の海浜の保全、保護、地域の暮らしの活性化策」を自主的審議事項として取り上げるか

#### <委員意見>

- ・郷津海岸通りの不法投棄等について、市に対し、総括、検証、報告をしてほしい。検証の結果、改善されないのであれば、防犯カメラの設置等の方策を協議し、対応していただきたい。できないということであれば、罰則制度の条例を作成していただきたい。(田中実委員)
- ・罰則規定の条例の話までいくのは、飛躍しすぎではないかという印象がある。そこまで行く間にやるべきことは、たくさんあると感じている。ただ、海岸線の環境保全やごみの問題というのは、直江津の大きな課題であることは確かであるし、単に海岸の話だけではなく、直江津全体の環境美化活動の動きを構築していくような議論をしていってはいかがか。(磯田副会長)

→次回改めて協議する

### 2 【自主的審議事項】消防団のあり方について

#### <協議内容>

アンケートの回答を踏まえた、今後の審議の方向について

#### <委員意見>

- ・アンケートの回答の裏に、垣間見えることがある。地域協議会としてどうするかよりも、まず、担当課の所見を聞いて、それから考えることにしてはいかがか。(増田委員)
- ・直江津区地域協議会として、自主的審議事項としてずっと協議をしていくか、一度整理したほうがよいかと思う。これは直江津区だけの問題ではなくて、全市的、全国的な課題であることは確かで、直江津区だけが課題解決できるかと言われるとなかなか難しい問題だと思う。地域協議会としてできるとすれば、市に対して定期的に情報提供してもらおう等、注視しているという姿勢を常に見せていくことではないか。(磯田副会長)

→担当課の所見を確認した上で、次回改めて協議する

アンケート結果に基づく、直江津区地域協議会への回答

上越市消防団  
(事務局：上越市危機管理課)

令和 5 年度第 3 回直江津区地域協議会で依頼のあった消防団のアンケート結果に基づく担当課の所見について、下記のとおり回答します。

記

1 「ポンプ操法競技会等の見直しを願う」という意見について

【回答】

上越方面隊では、「上越市消防点検」に出場するチームを選考するため、方面隊によるポンプ操法競技会を行い、本競技会の成績上位チームが出場権を得る形を取っています。令和 4 年度までは、上越方面隊全分団が出場し選考していましたが、今年度からは各分団が隔年で出場することに見直し、出場チームは概ね半数に削減されました。(直江津分団は、今年度の競技会に出場していません。)

このように上越市消防団では、団全体で消防団活動における団員の負担軽減に取り組んでおり、今年度一年かけて「上越市消防点検」における出場方法の見直しを検討しているところです。

一方、ポンプ操法競技は、火災現場における団員の迅速、確実、安全な消火活動の基本動作を取得するため、不可欠な訓練であり、操法競技会や上越市消防点検の開催は必須であると考えているところです。

2 「家族や仕事を大切にしながら消防団活動を支えていく上で消防団の活動が一時的にでもできない時、又、現場等で失敗してしまった時など、組織として理解ある温かい目を持っていただけると幸いです」という意見について

【回答】

消防団では、消防団活動に際して、団員一人ひとりに家庭や仕事など、それぞれの事情があり、一時的に活動ができないことがあることも理解しており、活動に支障がある場合は、近隣の方面隊や分団等で協力できる体制をとることにしています。

また、現場等での失敗については、生死に関わることもあるので、時には訓練等で厳しく指導をする時もあるかもしれませんが、どのような災害現場においても、団長を始め幹部の皆さんは、団員の安全確保を最優先に危険な現場

の指揮を執っておりますので、団員の気の緩み等から重大な事故につながらないように指導する姿勢の現れであり、ご理解くださるようお願いいたします。

消防団は「自らの地域は自らで守る」の精神に基づき、地域防災力の中核として昼夜を問わず日々消防活動に従事しております。今後も地域の皆様からの信頼と期待に応えるため、消防団が一丸となり邁進してまいりますので、引き続き、皆様からの暖かいご理解とご支援をお願いいたします。

### 3 「夜警の出動報酬は1回4人分までであり、6、7人で出るので配分に困る」という意見について

現在は、夜警に出動する人数については、積載車であれば、積載している可搬型消防ポンプの操作を考慮し、4人と設定しており、出動報酬についても夜警1回4人分まで、出動回数を月2回までとしています。

制限なしに夜警等の活動を行うことは、団員の負担軽減に繋がらないため想定しておらず、各消防部には4人までの活動となるよう当番制を設けるなど配慮するよう会議等でお伝えしています。

今後も、団員の負担軽減を鋭意進めることとしています。

# 令和6年度地域独自の予算 事業提案ロードマップ(案)

